

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>3 健康診断施設の運営業務 海外勤務健康管理センターにおいては、次の取組により、海外派遣労働者の健康管理の向上を図ること。</p> <p>(1) 海外派遣労働者に対する健康診断や派遣企業の安全衛生担当者に対する講習会への参加等の海外勤務健康管理センターの利用者を中期目標期間中、6万5千人以上（※）確保するとともに、海外派遣労働者の健康増進、メンタルヘルス等に関する調査研究を行い、その成果を広く情報提供すること。 また、センター利用者については、海外派遣労働者の健康管理に有用であった旨の評価を80%以上確保すること。</p> <p>（※参考：平成14年度実績 12,414人×5年間の5%増）</p>	<p>3 健康診断施設の運営業務 海外勤務健康管理センターにおいては、次のような取組を行うことにより、海外派遣労働者の健康管理の向上を図る。</p> <p>(1) センター利用者を確保するため、海外派遣労働者や派遣企業に対する広報活動を強化するとともに、毎年度、定期的にセンター利用者に対するニーズ調査及び満足度調査を行い、その結果を次年度の業務運営に反映する。 また、長期海外赴任者の生活習慣病及びメンタルヘルス不全等に関する調査研究を行うとともに、研究成果をホームページで提供し、中期目標期間中、アクセス件数を9万件以上（※）得る。</p> <p>（※参考：平成14年度実績 15,600件×5年間の15%増）</p>	<p>3 健康診断施設の運営業務 海外派遣労働者の健康管理の向上を図るため、海外勤務健康管理センターにおいては次のような取組を行う。</p> <p>(1) センター利用者の確保等 ① 海外勤務者や派遣企業に対する広報活動の強化により、健康診断被検者・講習会受講者等の施設サービス利用者を1万2千6百人以上確保するとともに、利用者満足度調査を実施し、海外派遣労働者の健康管理の向上に有用であった旨の評価を80%以上得る。</p> <p>② 施設利用者に対する満足度調査の結果を検討し、業務の改善に反映する。</p> <p>③ 「海外勤務による生活習慣病の健康への影響についての解析」（平成16年～平成18年の3年計画）及び「メンタルヘルス不全に影響を及ぼす諸要因の解明」（平成16年～平成18年の3年計画）についての調査研究を実施するとともに、これまでの研究成果をホームページで情報提供し、1万6千件以上のアクセスを得る。</p>	<p>3 健康診断施設の運営業務 資料10-01 資料10-01-01～03 海外派遣労働者の健康管理の向上を図るため、海外勤務健康管理センターにおいて次のような取組を行った。</p> <p>(1) センター利用者の確保等 ① センター利用者の確保 資料10-02 海外派遣企業、商工会議所等を訪問して海外派遣労働者に対する健康管理の重要性等を説明するなど、広報活動を強化するとともに、時宜を得た海外の医療事情や環境衛生事情に関する情報をリアルタイムで提供するなどサービスの向上に努めた結果、健康診断被検者・講習会受講者等の施設サービス利用者を14,816人確保した。 また、施設サービス利用者に対して、赴任前、赴任後の健康診断、健康相談のみならず赴任中の健康管理に関するフォローアップなど海外勤務に係る一貫した健康管理サービスを提供した結果、利用者満足度調査において、90.9%の利用者から海外派遣労働者の健康管理の向上に有用である旨の評価を得た。</p> <p>（利用者満足度調査） 実施時期 平成16年6月～7月及び平成17年2月 調査方法 無記名によるアンケート調査 調査対象者 施設サービス利用者451人 （うち有効回答408人、回答率90.5%） 調査内容 医師の説明、相談の内容等</p> <p>② 満足度調査の結果に基づく業務の改善 資料10-03 上記満足度調査において出された意見を基に、待ち時間短縮など施設利用者の利便性向上のための改善を行った。</p> <p>③ 調査研究の実施及び研究成果の提供 資料10-04 「海外勤務による生活習慣病の健康への影響についての解析（3年計画の1年目）」では、海外勤務者と人間ドック受診者の検診結果を比較したところ、海外赴任期間が長期化すると、生活習慣病の危険因子、体重、コレステロール、尿酸が増加するとのデータを得た。 また、「メンタルヘルス不全に影響を及ぼす諸要因の解明（3年計画の1年目）」では、これまで実施していた社会心理的データの収集に加え、年齢、性別などの特性データや生化学検査のデータを収集し分析、検討を行った。 上記の結果については、平成17年度のホームページで情報提供を行う。 なお、平成16年度は、平成15年度までに実施した感染症、寄生虫等に関する研究成果について、日本職業・災害医学会、日本産業衛生学会、日本寄生虫学会等において学会発表を行うとともに、ホームページで情報提供し20,688件のアクセスを得た。</p>

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>(2) 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を行うため、海外巡回健康相談を実施し、巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得るとともに、当該事業の効果的な実施のため、ニーズ調査等を行い、派遣対象地域の見直し等を行うこと。 また、赴任地先の医療サービスの向上に向けた協力を図ること。</p>	<p>(2) 医療不安が大きく、一定数以上邦人労働者が在留している地域を対象に現地日本人会等からの情報を調査分析し、海外巡回健康相談を実施するとともに、海外巡回健康相談時に満足度調査、ニーズ調査を行い、その結果を次回の海外巡回健康相談の業務内容の改善、派遣対象地域の見直し等に反映する。 また、赴任地先の医療サービスの向上に資するための現地医療関係者を対象とした研修及び交流を実施するとともに、研修効果の評価を行い、結果を次回研修に反映する。</p>	<p>(2) 海外巡回健康相談・研修及び交流 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を図るため、次のような取組を行う。</p> <p>① 医療面の不安の大きい地域で、邦人労働者が一定数以上在留している地域を対象に、現地日本人会等からの情報を調査分析し、必要な国、都市において海外巡回相談を実施する。</p> <p>② 海外巡回健康相談時に実施した満足度調査、ニーズ調査の結果に基づき、翌年度の海外巡回健康相談についての改善策の検討及び派遣対象地域の見直しを行う。</p> <p>③ 海外勤務者が赴任地先で必要とする医療サービスの向上のため、現地医療関係者を対象とした研修及び交流を実施する。また、研修生に対して研修効果の評価を行い、その結果に基づき次回研修の改善について検討する。</p>	<p>(2) 海外巡回健康相談・研修及び交流 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を図るため、次のような取組を行った。</p> <p>① 海外巡回健康相談の実施 資料10-05 医療面の不安、セカンドオピニオンの需要及び健康相談に対するニーズの高い地域で、邦人労働者が一定数以上在留している地域を対象に、外務省の派遣都市調査、日本人会や在外公館等の市場調査等を踏まえて巡回対象地域の選定を行い、アジア・アフリカ・中南米・東欧の32ヶ国54都市に、前期（6月～7月）3チーム、中期（10月～11月）4チーム、後期（2月）4チームの計11チームを派遣して、海外巡回健康相談を実施した。</p> <p>② 満足度調査・ニーズ調査の結果に基づく業務の改善及び派遣対象地域の見直し ア 満足度調査の結果に基づく業務の改善 資料10-06 各都市の相談者231人に対し、説明の分かりやすさ、相談内容等について満足度調査を実施した。 （有効回答231人、回答率100%） 相談時での対応への配慮や専門的な相談内容についての海外勤務健康管理センターからのバックアップ体制の強化、メンタルヘルス面での帰国後のフォローアップなどきめ細かな対応に努めた結果、92.6%の相談者から海外での健康管理に有用であった旨の評価を得た。 なお、本調査においては、派遣医師の専門とは異なる領域、とりわけ小児科、婦人科領域への相談の充実についての要望が多く、海外勤務健康管理センターのバックアップ体制や帰国後のフォローアップ体制等を強化することとした。 イ 派遣対象地域の見直し 上記満足度調査及び海外44都市の現地日本人会に対して実施したニーズ調査や外務省等が実施した派遣都市調査などを踏まえて検討会等を開催し、平成16年度には11ヶ国20都市を対象に派遣の中止及び新規の派遣などの見直しを行った。 また、平成16年度に相談者数が大幅に減少した、アンカラ（トルコ）、バタム（インドネシア）については、日本人会等からの要望が引き続き大きいことも考慮して、平成17年度の実績を見たうえで改めて見直しについて検討することとした。</p> <p>③ 現地医療関係者を対象とした研修及び交流 資料10-07 資料10-07-01 中国の医療関係者を招聘しての研修では、日本における医療制度や診療システム及び患者接遇などについて、日本語研修を含め医療現場での体験を通じた研修を行った結果、日本人や日本の医療に対する理解が深まったとの評価を得た。また、帰国後の伝達研修などを通して関係する職員へ、研修で得た知見を広く周知した。 8ヶ国12病院の海外友好病院との間で実施した経営責任者交流会議では、「日本人診療における問題点と今後の対応」を中心に議論を行った。その結果、一部病院とのインターネットTVを用いた日本人患者からの相談システム構築や、日本人スタッフの配置、日本語パンフレットの整備などが実現し、現地で日本人が適切でより良質な医療を受けられるような改善が行われた。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>○ 海外勤務健康管理センターの運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の利便性に立ったパンフレットなどにより周知、広報活動が行われたか。</li> <li>・ 施設利用者が1万2千6百人以上確保されたか。</li> <li>・ 施設利用について有用であった旨の評価を80%以上得られたか。</li> <li>・ 満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されたか。</li> <li>・ 長期海外赴任者の生活習慣病及びメンタルヘルス不全等についての調査研究が順調に推移しているか。</li> <li>・ これまでの研究成果をホームページで情報提供を行い、1万6千件以上のアクセスが得られたか。</li> <li>・ 海外巡回健康相談が必要な国、都市において計画どおりに相談が実施されたか。</li> <li>・ 海外巡回健康相談時に実施した満足度調査において、健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得られたか。</li> <li>・ 満足度調査、ニーズ調査の結果に基づき、翌年度の海外巡回健康相談について改善策の検討及び派遣対象地域の見直しが行われたか。</li> <li>・ 海外の医療機関等の医師、看護師等を対象とした研修及び交流が実施されたか。</li> <li>・ 研修効果の評価等に基づき、次回研修の改善について検討が行われたか。</li> </ul>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 海外勤務健康管理センターにおいては、時宜に応じた海外医療事情に関する情報の提供等のサービス向上に努め、14,816人(年度計画の117.6%、単年度で中期目標の22.8%達成)の利用者を確保した。併せて、センター利用者及び海外巡回健康相談における相談者からは、それぞれ90.9%及び92.6%と、中期目標で示された80%を大きく上回る満足度を得た。これらのことから、自己評定を「A」とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページ及びパンフレットをリニューアルし、利用者の利便性を図った。また、海外派遣企業、商工会議所等を積極的に訪問し広報活動を行った。</li> <li>・ 積極的な広報活動とともに、時宜を得た適切かつ良質な医療情報を積極的に提供した結果、施設利用者数14,816人を確保した。</li> <li>・ 施設サービス利用者に対する接遇向上への配慮や、赴任前、赴任後の健康診断、健康相談のみならず、赴任中での健康管理に関するフォローアップ等きめ細やかなサービスを提供した結果、満足度90.9%の評価を得た。</li> <li>・ アンケートの意見等を反映し、待ち時間短縮など施設利用者の利便性向上のための改善を行った。</li> <li>・ 3年計画の初年度として、実態調査を実施し有用なデータを得た。</li> <li>・ 感染症や寄生虫等に関する調査研究の成果やリアルタイムな感染症情報など、良質な情報をホームページで提供した結果、20,688件のアクセスを得た。</li> <li>・ 外務省の派遣都市調査や現地日本人会、在外公館等の市場調査等を踏まえて巡回対象地域の選定を行い、計画どおり32ヶ国54都市において実施した。</li> <li>・ 専門的な相談内容についての海外勤務健康管理センターからのバックアップ体制の強化やメンタルヘルス面での帰国後のフォローアップなどきめ細かな対応に努めた結果、92.6%の満足度を得た。</li> <li>・ 満足度調査やニーズ調査の結果、外務省等が実施した派遣都市調査・市場調査の結果を踏まえ検討会を開催し、平成16年度には11ヶ国20都市を対象に派遣の中止及び新規の派遣などの見直しを行った。</li> <li>・ 中国の医療関係者の研修、海外友好病院8ヶ国12病院との経営責任者交流会議を実施した。</li> <li>・ 日本人や日本の医療に対する理解が深まったとの評価を得た。また、帰国後の伝達研修などを通して関係職員へ、研修で得た知見を広く周知した。今後も、医療現場での研修を中心に日本の医療の実態を学んでもらい、日本についての理解を深めてもらうことで、日本人が海外で、適切でより良質な医療を受けられるような体制の確保に努めることとした。</li> </ul>	A	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画以上にこなしている。</li> <li>・ 海外健康管理支援に関して多様な取り組みを行い一定の評価を得ていることは評価できる。ただし、数値として設定された目標が達成されたかどうかだけでなく、その具体的な効果について説得力のある解説がほしい。</li> <li>・ 海外勤務健康管理センターの必要度は高く、頼りにされていると評価する。</li> <li>・ 成果を得ていることは、認められる。</li> <li>・ きめ細かな情報を提供し、満足度が90%を上回った。利用者数も年度計画を上回った。</li> <li>・ 生活習慣病、メンタルヘルス不全についての研究を着実に進めた。</li> <li>・ 海外での健康管理に関する有用性評価で92.6%の数字をあげた。海外友好病院と意見交流を行った。</li> <li>・ 国際化の進展とともに海外勤務者増の中、本業務の必要性は非常に高い。本業務の遂行は派遣企業が独自で行うもの、あるいは同種の機能を有する他の機関が行うものがあり、この中において本機関の独自の役割は何か、明確にする必要がある。</li> <li>・ 海外医療機関・医療職等との交流をさらに充実させ、現地の医療の充実にさらに貢献できるよう、期待する。</li> </ul>	A

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>4 産業保健関係者に対して研修又は相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務            産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針として、産業保健関係者に対する支援を行うこと。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施            中期目標期間中、産業医等の産業保健関係者に対し、延べ1万回以上(※1)の研修を実施するとともに、研修内容等の改善を図る仕組みを充実すること。            また、産業保健関係者からの相談を、中期目標期間中、4万8千件以上(※2)実施すること。            なお、研修又は相談の利用者については、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保すること。</p> <p>(※参考1：平成14年度実績            1,916回×5年間の5%増)</p> <p>(※参考2：平成14年度実績            9,098件×5年間の5%増)</p>	<p>4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務            産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、産業保健関係者に対する支援機能を強化する。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p>	<p>4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務            労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とした産業保健関係者に対する支援を行うため、産業保健推進センターにおいては次のような取組を行う。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施            産業保健関係者に対し、次のような取組を行うことにより延べ2千回以上の研修を実施するとともに、産業保健関係者からの相談を9千6百件以上確保する。また、利用者満足度調査を実施し、研修又は相談の利用者から産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。</p>	<p>4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務            労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とした産業保健関係者に対する支援を行うため、産業保健推進センターにおいては次のような取組を行った。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施            産業医、産業看護職等の産業保健関係者に対し、延べ2,623回の研修(受講者数75,695人)を実施するとともに、産業保健関係者から10,383件の相談に応じた。            研修の実施に当たっては、現下の産業保健情勢に的確に対応するため、特にメンタルヘルス対策を事業運営の重点事項として掲げ、厚生労働省と密接な連携のもと、精神科医、心療内科医等に対し、産業保健に関する基本的な法令や対策、産業保健に関する基本的な知識、労働者の復職等に際し職場と連携した具体的な取組方法等を身につけるための研修を、全国の産業保健推進センターで、一斉に実施した。(研修会56回、精神科医・心療内科医1,041名(総受講者数:1,999名))            また、研修を受講した者7,111人及び相談窓口を利用した者442人を対象として、利用者満足度調査を実施し、研修については92.7%、相談については99.0%の利用者から、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を得た。</p> <p>研修受講者            有効回答 4,844人、回答率68.1%</p> <p>相談者            有効回答 310人、回答率70.1%</p>

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
	<p>① 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、ニーズ調査やモニター調査等の結果に基づき、研修のテーマや内容に関する専門家による評価を行い、研修内容の質の向上を図る。 また、利便性の向上の観点から、インターネット等多様な媒体を用いた研修案内、研修の申込受付を実施する。</p> <p>② 産業保健関係者からの相談については、多様な分野の専門家の確保、インターネット等多様な媒体での相談の受付等により、質及び利便性の向上を図る。</p>	<p>① 産業医等の産業保健関係者に対する研修内容の質の向上を図るため、ニーズ調査やモニター調査等の結果に基づき、研修のテーマや内容に関する産業保健相談員等による評価を行う。 また、利便性の向上を図るため、インターネット、情報誌を用いた研修案内、研修の申込受付を実施する。</p> <p>② 産業保健関係者からの相談の質を確保するため、産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等の分野の専門家を確保し、専門的見地から相談に対する回答を行う。また、利便性の向上を図るため、インターネット、FAXによる相談の受付、頻出の相談をホームページへ掲載する。</p>	<p>① 研修内容の質の向上及び利便性の向上 <span style="float: right;">資料11-03</span></p> <p>ア 研修内容の質の向上 研修内容の質の向上等を図るため、産業保健モニター制度の創設、評価担当産業保健相談員の選任等を行い、業務内容等の改善を図る仕組み（計画－実施－評価－改善という下記のaからeまでの取組を継続的に実施する仕組み）を確立し運用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a ニーズ調査、産業保健モニター制度等によるニーズの把握</li> <li>b 運営協議会の意見を踏まえた事業計画の策定</li> <li>c 事業計画に基づく事業の実施</li> <li>d 評価担当産業保健相談員等による事業実績の評価</li> <li>e 評価結果を踏まえた事業の改善</li> </ul> <p>本年度は、評価担当産業保健相談員等による事業実績の評価を基に、①講義と討論を併用した双方向の研修を実施するとともに、②職場実習を含む、より実践的な研修を実施するなど、研修内容の質の向上を図った。</p> <p>イ 利便性の向上 利便性の向上を図るため、各産業保健推進センターのホームページを活用し研修の案内（全センターで実施済）及び申し込み受付（31センターで実施済）を開始するとともに、各産業保健推進センターが発行する情報誌に研修案内（全センターで実施済）を掲載した。</p> <p>② 産業保健関係者からの相談の質及び利便性の向上 <span style="float: right;">資料11-04</span></p> <p>各産業保健推進センターにおいて、それぞれ、産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令、カウンセリング、保健指導の全6分野の専門家1,167名を産業保健相談員として委嘱し、産業保健推進センター業務の企画・運営に活用するとともに、産業保健関係者からの相談に対し、専門的見地から回答を行った。 また、相談の利便性の向上を図るため、FAXによる相談の受付（全センターで実施済）、インターネットを通じた相談の受付（45センターで実施済）を実施するとともに、受け付けた相談については1週間以内に回答することとした。 さらに、頻出の相談については、産業保健に関するQ&amp;Aとして317項目の質問及び回答を労働者健康福祉機構ホームページに掲載した（アクセス件数12,610件）。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>○産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務（研修及び相談）について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業保健関係者に対する研修が、延べ2千回以上実施されたか。</li> <li>産業保健関係者からの相談が、9千6百件以上確保されたか。</li> <li>研修又は相談の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価が80%以上確保されたか。</li> <li>研修内容等の質の向上を図る仕組みの充実が図られているか。</li> <li>利便性の向上を図るため、インターネット等を用いた研修案内、研修の申込受付が行われているか。</li> <li>産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等の分野の専門家が確保されているか。</li> <li>インターネット等による相談の受付、頻出の相談のホームページへの掲載が行われているか。</li> </ul>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 本事業においては、延べ2,623回（年度計画の131.2%、単年度で中期目標の26.2%達成）の研修を実施するとともに、産業保健関係者から10,383件（年度計画の108.2%、単年度で中期目標の21.6%達成）の相談に応じるなど、中期計画・年度計画において定められている事項を着実に実施した。</p> <p>また、事業の重点目標としては、①研修及び相談の質を向上させる体制の構築、②自殺者が高水準で推移する現状や職業生活で強い不安・ストレスを感じる労働者の増加を踏まえたメンタルヘルス対策の2点に取り組んだ。①研修及び相談については、産業保健モニター制度の創設、多様な分野の相談員確保等に取り組み、研修・相談の質の向上に関する具体的な措置を講じたほか、②メンタルヘルス対策について、産業医に対する研修に加え精神科医等に対する研修を全国で一斉に実施するなどの取組を行い、研修については92.7%、相談については99.0%と、中期目標で示された80%を大きく上回る満足度を得た。これらのことから、自己評定「A」とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各産業保健推進センターにおいて、延べ2,623回の研修（受講者数75,695人）を開催した。また、現下の産業保健情勢に的確に対応するため、特にメンタルヘルス対策を事業運営の重点事項として掲げ、精神科医等に対し、産業保健に関する基本的な法令や知識、労働者の復職等に際し職場と連携した具体的な取組方法を身につけるための研修を、一斉に実施した。（研修会56回、精神科医・心療内科医1,041名（総受講者数：1,999名））</li> <li>産業保健関係者から10,383件の相談に応じた。</li> <li>研修を受講した者7,111人及び相談窓口を利用した者442人を対象として、利用者満足度調査を実施し、研修については92.7%、相談については99.0%の利用者から、産業保健に関する職務を行う上で有益で有った旨の評価を得た。</li> <li>産業保健モニター制度の創設、評価担当産業保健相談員の選任等を行い、業務内容等の改善を図る仕組み（計画－実施－評価－改善という下記のaからeまでの取組を継続的に実施する仕組み）を確立し運用した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a ニーズ調査、産業保健モニター制度等によるニーズの把握</li> <li>b 運営協議会の意見を踏まえた事業計画の策定</li> <li>c 事業計画に基づく事業の実施</li> <li>d 評価担当産業保健相談員等による事業実績の評価</li> <li>e 評価結果を踏まえた事業の改善</li> </ul> </li> <li>本年度は、評価担当産業保健相談員等による事業実績の評価を基に、講義と討論を併用した双方向の研修の実施、職場実習等実践的な研修の実施など、研修内容の質の向上を図った。</li> <li>各産業保健推進センターのホームページを活用し研修の案内（全センターで実施済）及び申し込み受付（31センターで実施済）を開始するとともに、各産業保健推進センターが発行する情報誌に研修案内（全センターで実施済み）を掲載した。</li> <li>各産業保健推進センターにおいて、それぞれ、産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等の分野の専門家1,167名を産業保健相談員として委嘱し、産業保健関係者からの相談に対し、専門的見地から回答を行った。</li> <li>FAXによる相談の受付（全センターで実施済み）、インターネットを通じた相談の受付（45センターで実施済み）を実施するとともに、頻出の相談については、産業保健に関するQ&amp;Aとして317項目の質問及び回答をホームページに掲載した（アクセス件数12,610件）。</li> </ul>		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ほぼ計画通りである。</li> <li>数値目標についてはほぼ目標の水準を達成していると評価できる。</li> <li>産業医をはじめとする研修の高い満足度は、評価できる。演習を取り入れた研修の施行はさらに広がるとよい。</li> <li>目標を大きく上回る項目が多く、また研修及び相談に関し各種工夫が見られる。</li> <li>大変な努力をされている。努力を多としたい。</li> <li>相談につき99%の満足度を得た。メンタルな問題での休業後の復帰に重点を置いた研修を実施した。モニター制度を創設した。講義と討論を併用した研修に切り替えた。</li> <li>ファックスやインターネットを通じた相談の受付を行い、また、ホームページを充実させた。</li> <li>産業保健関係者に対する研修・相談・情報提供等が、実際に勤労者の健康（とくにメンタルヘルス）改善にどのような効果をもたらしているかにも着目すべきである。</li> </ul>	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助 ホームページ等を通じて産業保健に関する情報を提供するとともに、当該情報の質の向上、利便性の向上を図ること。 また、地域の産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局、労働基準監督署と連携し、地域産業保健センターに対する支援を強化するとともに、事業主に対する広報及び啓発等を行うこと。</p>	<p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助</p> <p>① 産業保健関係者に対し、年4回発行する情報誌及びホームページ等により、産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中、ホームページのアクセス件数を112万件以上（※）得る。 また、ビデオ・図書の計画的な整備を行い、そのリストをホームページ上で公開する。</p> <p>（※参考：平成14年度実績 192,497件×5年間の15%増）</p>	<p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助 産業保健に関する情報の質の向上及び利便性の向上を図るため次のような取組を行うとともに、地域の産業保健活動の促進を図る。</p> <p>① 産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」、ホームページ及びビデオ・図書により産業保健に関する情報を提供するとともに、提供する情報の質の向上を図るため産業保健相談員会議において検討を行う。これらによりホームページのアクセス件数については22万4千件以上得る。また、ビデオ・図書の計画的な整備を行い、そのリストをホームページ上で公開する。</p>	<p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助 産業保健に関する情報の質の向上及び利便性の向上を図るため次のような取組を行うとともに、地域の産業保健活動の促進を図った。</p> <p>① 産業保健関係者に対する情報提供の質の向上 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料12-01</span> 産業保健関係者に対し、産業保健活動に資する情報を提供するため、各産業保健推進センターにおいては次の取組を行った。</p> <p>ア 機構本部において、産業医活動の成果や好事例、国における産業安全衛生の動き等を掲載した情報誌「産業保健21」を発行し、企業を経由して全国の産業医等に配布するとともに、産業保健に関する頻出の問に対するQ&amp;Aの掲載など、機構本部のホームページを大幅にリニューアルし、最新の産業保健情報を提供した。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> <p>「産業保健21」 発行回数 年4回（4月、7月、10月、1月） 発行部数 各71,460部 配布先 全国のすべての産業医、産業看護職、衛生管理者等（いずれも企業経由）</p> </div> <p>イ 各産業保健推進センターにおいて、産業構造等に応じた地域の情報を掲載した産業保健情報誌（地域版）を発行し、企業を経由して地域の産業医等に配布するとともに、地域産業保健情報、研修の案内・受付、ビデオ・図書のリストの掲載など、各センターのホームページの内容を充実した。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> <p>・産業保健情報誌（地域版として各センター毎に作成） 発行回数 年3回程度 発行部数 各17万部（平均） 配布先 地域の産業医、産業看護職、衛生管理者等（いずれも企業経由）</p> <p>・ビデオ・図書 整備件数 77,834件 貸出件数 67,351件</p> <p>・産業保健推進センターホームページ アクセス件数 489,899件</p> </div> <p>ウ 提供する情報の質の向上を図るため、機構本部において、外部の有識者等からなる委員会を設置し審議を行うとともに（年1回開催）、各産業保健推進センターにおいて、産業保健相談員会議を開催し審議を行った（125回）。</p>

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
	<p>② 各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会における助言を行うとともに、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上研修を実施する。また、事業主に対し、ホームページ等多様な媒体による広報及び啓発を行う。</p>	<p>② 各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会に出席し助言を行う。また、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、東京、大阪で本部主催の新任研修を行うとともに、各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修を実施する。事業主に対しては、ホームページ、情報誌による広報を実施するとともに、事業主セミナーを開催し意識の啓発を行う。</p>	<p>② 地域産業保健センターへの支援及び事業主に対する啓発活動 <span style="float: right;">資料12-02</span></p> <p>各産業保健推進センターにおいて、次の取組を行った。</p> <p>ア 地域産業保健推進センターへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域産業保健センター運営協議会に出席、助言（420回）</li> <li>・地域産業保健センターの新任コーディネーターに対し、コーディネーターとして必要な基本的知識を付与するための研修を実施（東京1回 29人参加、大阪1回 31人参加） <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 研修受講者に対するアンケート調査では、全て受講者から「十分理解」又は「かなり理解」した旨の評価を得た。（3段階評価、有効回答56人、回答率93.3%）</li> </ul> </li> <li>・地域産業保健センターのコーディネーターに対する能力向上研修を開催（66回）</li> </ul> <p>イ 事業主に対する啓発活動</p> <p>ホームページ及び情報誌を用いて情報提供を行うとともに、現下の産業保健問題等に関する事業主セミナーを開催（732回）し、意識の啓発を図った。また、機構本部のホームページに産業保健に関するQ&amp;Aを掲載した（317項目の質問及び回答を掲載）。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<p>○産業保健関係者に対して修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務（情報の提供、その他の援助）について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>・産業保健関係者に対し、情報誌及びホームページ等により産業保健に関する情報の提供が行われているか。</p> <p>・産業保健相談員会議において、情報の質の向上に関する検討が行われたか。</p> <p>・ホームページのアクセス件数が22万4千件以上得られたか。</p> <p>・ビデオ・図書が計画的に整備され、そのリストがホームページ上で公開されているか。</p> <p>・地域産業保健センター運営協議会に出席し助言を行っているか。</p> <p>・地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修が行われたか。また、各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修が行われたか。</p> <p>・事業主に対し、ホームページ等による広報、事業主セミナーが行われているか。</p>	<p>（理由及び特記事項）</p> <p>○ 全国の産業医、産業看護職、企業関係者に対して、機構本部は頻出の問に対するQ&amp;Aや国における産業安全衛生に関する動き等の共通の情報を中心として、各産業保健推進センターは地域産業保健情報や研修の案内等の地域に密着に関連した情報を中心として、効率的・効果的な情報提供を行った。こうした情報提供に当たり、外部の有識者からの意見も踏まえ、最新の産業保健情報を提供するため、ホームページのリニューアルをきめ細やかに（更新回数2,154回）など情報の質の向上を図った結果、産業保健推進センターのホームページアクセス年間約49万件（年度計画の218.7%、単年度で中期計画の43.8%を達成）等の成果を得た。これらのことから、自己評定を「A」とした。</p> <p>・機構本部及び各産業保健推進センターにおいて、情報誌、ホームページによる情報提供を行うとともに、各産業保健推進センターにおいてビデオ・図書の貸出を行った。その他、報道機関への公表、雑誌への投稿、メールマガジンの発行、調査研究発表会の開催等を通じて、産業保健情報の提供を行った。また、有識者からなる委員会を設置し審議を行った。</p> <p>・提供する情報の質の向上を図るため、機構本部において、外部の有識者等からなる委員会を設置し審議を行うとともに（年1回開催）、各産業保健推進センターにおいて、産業保健相談員会議を開催し審議を行った（125回）。</p> <p>・地域産業保健情報、研修の案内・受付、ビデオ・図書のリストの掲載など、ホームページの内容を充実し、489,899件のアクセス件数を得た。</p> <p>・産業保健関係者のニーズ等を踏まえ、産業保健相談員会議で今年度購入すべきビデオ・図書の検討を行い整備を行った。また、全ての産業保健推進センターにおいてリストをホームページ上で公開した。（保有数：ビデオ25,631本、図書52,203冊・貸出件数：67,351件）</p> <p>・地域産業保健センターの活動を支援するため、各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会に出席し（420回）助言等を行った。</p> <p>・地域産業保健センターの新任コーディネーターに対し、コーディネーターとして必要な基本的知識を付与するため、東京及び大阪の2カ所で研修を実施した。アンケートの結果、全ての参加者から「十分理解」「かなり理解」した旨の評価を得た。また、各産業保健推進センターにおいて、コーディネーターを対象として能力向上のための研修を実施した（66回）。</p> <p>・事業主に対し、産業保健に関する意識の啓発を行うため、ホームページ等を通じた広報を行うとともに、事業主セミナーの開催（732回）、地域の安全衛生大会等への協力等を通じて、産業保健活動の理解の促進を図った。</p>	A	<p>（理由及び特記事項）</p> <p>・計画通りに進んでいる。</p> <p>・適切な方法で情報提供を行った。</p> <p>・大きく目標を上回った項目が多く、研修の意欲も高い。</p> <p>・情報提供は重要な業務であることは認識するが、比較的、容易な対応である。</p> <p>・産業保健関係者に情報の提供が限られているが、普及・教育のためにも、学校保健や地域保健等にも広げていくことも検討に値すると思われる。</p> <p>・ホームページアクセス件数を除けば具体的な数値目標の設定がなく、評価基準の客観性を欠くのではないと思われる。単なる業務の実施という記述は努力の実態の記述だけのため一定以上の評価を得ることは難しい。</p>	A

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務</p> <p>(1) 効果的・効率的な支給業務の実施 業績評価を実施し、効果的・効率的な支給業務の実施を図ること。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 労働基準監督署、地域産業保健センター等と連携し、助成金の一層の周知を図ること。</p>	<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務</p> <p>(1) 効果的・効率的な支給業務の実施 業績評価を実施するとともに、その評価を踏まえた業務の見直しを行い、より効果的・効率的な支給業務を行う。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 ホームページなど多様な媒体を用いた広報、労働基準監督署、地域産業保健センター等と連携した周知活動を実施する。</p>	<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務助成金の効果的・効率的な支給等を図るため、次のような取組を行う。</p> <p>(1) 効果的・効率的な支給業務の実施 助成金の効果的・効率的な支給を行うため、支給業務に関する評価方法等の検討を行う。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 ホームページに助成金に関するQ&amp;Aを掲載するとともに、産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」に助成金に関する記事を掲載する。 また、労働衛生関係団体及び業界団体等に対し、ポスター、パンフレット等を配布して周知活動を行うとともに、その機関誌等に助成金に関する記事の掲載を依頼する。 さらに、労働基準監督署、地域産業保健センターに対して助成金の周知について協力の依頼を行う。</p>	<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務助成金の効果的・効率的な支給等を図るため、次のような取組を行った。</p> <p>(1) 効果的・効率的な支給業務の実施 外部有識者から構成する業績評価委員会産業保健評価部会を開催し（平成16年12月15日開催）、助成金の効果的・効率的な支給に関する評価方法を審議し、「小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金支給業務に関する業績評価実施細則」を策定した。 また、当該実施細則の平成17年度からの運用（業績評価）に先駆けて、対象事業場に対するアンケート調査（6月実施）の結果に基づきプレ評価を行い、利便性の向上を図るため、平成17年度から小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の申請受付期間を延長するなど改善措置を講じた。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 助成金の周知を図るため、機構ホームページで助成金に関する周知を行うとともに、新たに助成金に関するQ&amp;A等を掲載（平成16年11月）した。これらにより、助成金に関するページについて14,604件のアクセスを得た。 また、情報誌「産業保健21」（4月号、7月号、10月号、1月号）に助成金に関する記事を掲載するとともに、産業保健関係者等に対してポスター、パンフレット等を配布し、当該団体の発行する機関誌等6誌に助成金に関する記事の掲載を依頼した。 さらに、労働基準監督署に対し延べ998回、地域産業保健センターに対し延べ1,008回の協力依頼を行ったほか、延べ3,848事業場等に対して利用勧奨を行った。</p>

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>(3) 手続の迅速化            審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、45日以内(※1)、自発的健康診断受診支援助成金については、25日以内(※2)とすること。</p> <p>(※参考1：平成14年度実績 61日)            (※参考2：平成14年度実績 25日)</p>	<p>(3) 手続の迅速化            支給業務のマニュアル化等事務処理方法の見直しを図るとともに、助成金業務に関する会議を毎年開催し、その内容を徹底する。また、不正受給防止を図るため、必要に応じて情報収集、実態調査を実施する。</p>	<p>(3) 手続の迅速化            手続きの迅速化を図るため、各産業保健推進センターにおいて使用する支給業務マニュアルの作成、事務処理用コンピュータシステムのプログラム見直しを行う。            また、助成金業務等に関する会議を開催し、不正受給防止の指示を行い、支給業務マニュアルの徹底を図り、必要に応じて情報収集等のため、実態調査を実施する。</p>	<p>(3) 手続の迅速化            ア 手続きの迅速化 <span style="float: right;">資料13-04</span>            助成金の支給手続きの迅速化を図るため、事業主から申請書の不備を減らすために申請書記載例を配布するとともに、助成金の支給に関する業務処理のポイントをリスト化した助成金支給業務マニュアルを作成し、各産業保健推進センター担当者に配布して審査業務の標準化を図った。            これらの取組により、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、申請書の受付締切日から支払日までの期間を前年度比5日短縮して56日とした。自発的健康診断受診支援助成金については25日を維持した。            また、事務処理の大幅な効率化を目的として、事務処理用コンピュータシステムの見直しを行い、平成17年4月から稼働させることとした。これにより、中期目標期間中に達成すべき45日以内の目標を達成できる見通しが立った。</p> <p>イ 不正受給の防止            申請書の虚偽の記載など想定される不正受給の例ごとに防止策を検討し、全国産業保健推進センター所長会議(平成16年6月開催)において不正受給防止への取組を指示するとともに、各産業保健推進センターに助成金支給業務マニュアルを配布し、不正受給の防止に必要な措置の徹底を図った。            さらに、助成金支給事業場の実態調査(21事業場)を実施し、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金に関して、事業場から提出される産業医活動に関する報告書の記載に虚偽がないことを確認した。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	B
<p>○助成金の支給業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>・支給業務に関する評価方法等の検討を行い、評価方法等を定めたか。</p> <p>・助成金に関するQ &amp; Aのホームページへの掲載、「産業保健21」及び労働衛生関係団体等への助成金に関する記事の掲載、労働衛生関係団体等へポスター等の配付、労働基準監督署等に対する助成金の周知についての依頼等、助成金に関する周知活動が着実に進められたか。</p> <p>・支給業務マニュアルの作成、事務処理用コンピュータシステムの見直しが行われたか。</p> <p>・助成金業務等に関する会議が開催され、助成金業務の不正受給防止等の指示が行われ、支給業務マニュアルの徹底が図られ、必要に応じて情報収集等が実施されたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 助成金の効率的・効果的な支給業務を実施するための評価制度を構築するだけでなく、右評価制度の平成17年度からの運用に先駆けてプレ評価を実施し、利用者からの要望事項を把握し、年度内に必要な改善措置を講じた。また、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金について、助成金支給マニュアルの作成等により処理日数を5日(単年度で、中期目標期間中の短縮目標16日の31.3%達成)短縮するとともに、コンピュータシステムの見直し(平成17年度稼働開始)を実施し、中期目標期間中に達成すべき45日以内の目標を達成する見通しが立った。これらのことから、自己評定を「A」とした。</p> <p>・外部有識者から構成する業績評価委員会産業保健評価部会を開催し、助成金の効果的・効率的な支給に関する評価方法等を審議し、「小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金支給業務に関する業績評価実施細則」を策定した。</p> <p>・当該実施細則に基づく評価に先駆けてプレ評価を行い、利便性の向上を図るため、平成17年度から小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の申請受付期間を延長することとした。</p> <p>・助成金の周知を図るため、機構ホームページで助成金に関する周知を行うとともに、新たに助成金に関するQ &amp; A等を掲載した。これらにより、助成金に関するページについて14,604件のアクセスを得た。</p> <p>・情報誌「産業保健21」に助成金に関する記事を掲載するとともに、産業保健関係者等に対してポスター、パンフレット等を配布し、当該団体の発行する機関誌等6誌に助成金に関する記事の掲載を依頼した。</p> <p>・労働基準監督署に対し延べ998回、地域産業保健センターに対し延べ1,008回の協力依頼を行ったほか、延べ3,848事業場等に対して利用勧奨を行った。</p> <p>・助成金の支給手続きの迅速化を図るため、事業主に申請書記載例を配布するとともに、助成金の支給に関する助成金支給業務マニュアルを作成し、各産業保健推進センター担当者に配布して審査業務の標準化を図った。これらの取組により、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、申請書の受付締切日から支払日までの期間を前年度比5日短縮して56日とした。自発的健康診断受診支援助成金については25日を維持した。</p> <p>・事務処理の大幅な効率化を目的として、事務処理用コンピュータシステムの見直しを行い、平成17年4月から稼働させることとした。これにより、中期目標で示された45日以内を達成できる見通しが立った。</p> <p>・全国産業保健推進センター所長会議において不正受給防止への取組を指示するとともに、各産業保健推進センターに助成金支給業務マニュアルを配布し、不正受給の防止に必要な措置の徹底を図った。さらに、助成金支給事業場の実態調査(21事業場)を実施し、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金に関して、事業場から提出される産業医活動に関する報告書の記載に虚偽がないことを確認した。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>・計画以上に進んでいる。</p> <p>・よく努力されているが、概ね計画どおり(当然の成果)と考えられる。</p> <p>・評価制度につきプレ評価を実施した。不正受給防止のための具体的措置を講じた。</p> <p>・事務処理用コンピュータシステムの見直しを行った。</p> <p>・支給期間の短縮は具体的な効果が明確であり評価ができるが、助成金の周知や不正受給の防止については、行った事実の羅列でなく、より具体的かつ説得力のある指標を用いた説明を要する。</p> <p>・不正受給の実態が把握されていない。</p>		

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績																		
<p>6 未払賃金の立替払業務</p> <p>(1) 立替払の迅速化            審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均で30日以内（※）とすること。</p> <p>（※参考：平成14年度実績 43.7日）</p>	<p>6 未払賃金の立替払業務</p> <p>(1) 立替払の迅速化            審査業務のマニュアル化の徹底等事務処理方法の見直し、支払回数の拡大を行うとともに、立替払制度及びその請求手続に関して、Q&amp;A方式により分かりやすく説明するなどホームページ等を活用した情報提供を充実する。</p>	<p>6 未払賃金の立替払業務</p> <p>(1) 立替払の迅速化            不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均で30日以内とするため次の措置を講ずる。</p> <p>① 迅速な審査のための、事務処理方法の改善を行う。</p> <p>② 2～3回/月の立替払回数を原則週1回に拡大する。</p> <p>③ 請求書の記載方法や立替払制度等を解説した破産管財人等向けの分かりやすいパンフレットを作成するとともに、制度や手続きを紹介するホームページを新たに作成し、情報提供の充実を図る。</p>	<p>6 未払賃金の立替払業務 <span style="float: right;">資料14-01</span></p> <p>(1) 立替払の迅速化 <span style="float: right;">資料14-02 資料14-02-01</span></p> <p>中期目標期間中に、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均で30日以内とするため次の措置を講じた。これらの取組により、支払いまでの期間を対前年度比2.3日短縮して30.1日とした。</p> <p>① 外部からの相談照会等が多く審査担当職員が審査に集中できなかったという問題を解決するため、相談室を設置し、相談業務等を集約化して、相談等を受けていた審査担当部門を審査業務に専任化させることとした。            また、新任職員研修や疑義事案検討会を実施して審査業務のマニュアル化を徹底すること及び請求書の訂正処理を簡素化するなどにより事務処理方法を改善した。</p> <p>② 相談室を設置し、相談業務等を集約化して、相談等を受けていた支払担当部門を支払業務に専任化させることにより、立替払を原則週1回に拡大した。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">平成16年度</td> <td style="padding: 0 5px;">支払回数</td> <td style="padding: 0 5px;">48回</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">平成15年度</td> <td style="padding: 0 5px;">支払回数</td> <td style="padding: 0 5px;">31回</td> </tr> </table> <p>③ パンフレットを、請求者用・破産管財人用等対象者を分けて作成し、申請書の記載方法をより具体的に解説するとともに、制度の紹介、請求手続の解説及び頻出の問に対するQ&amp;Aを掲載したホームページを新たに作成し、請求書の不備事案を減らすための情報提供の充実を図った。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">パンフレット配布先</td> <td style="padding: 0 5px;"></td> <td style="padding: 0 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">労働基準監督署（343か所）</td> <td style="padding: 0 5px;">28,</td> <td style="padding: 0 5px;">600部</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">地方裁判所（50か所）</td> <td style="padding: 0 5px;"></td> <td style="padding: 0 5px;">686部</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">ホームページのアクセス件数</td> <td style="padding: 0 5px;">12,</td> <td style="padding: 0 5px;">604件</td> </tr> </table>	平成16年度	支払回数	48回	平成15年度	支払回数	31回	パンフレット配布先			労働基準監督署（343か所）	28,	600部	地方裁判所（50か所）		686部	ホームページのアクセス件数	12,	604件
平成16年度	支払回数	48回																			
平成15年度	支払回数	31回																			
パンフレット配布先																					
労働基準監督署（343か所）	28,	600部																			
地方裁判所（50か所）		686部																			
ホームページのアクセス件数	12,	604件																			

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績								
<p>(2) 立替払金の求償 代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。</p>	<p>(2) 立替払金の求償 立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促等を適時適切に行うことにより、弁済可能なものについて最大限確実な回収を図る。</p>	<p>(2) 立替払金の求償 賃金債権の回収を図るため、立替払の求償について次のような取組を行う。</p> <p>① 事業主等への求償等周知 事業主等に対し立替払制度の趣旨や当機構の求償権行使に関するホームページ、パンフレット等により周知徹底を図る。</p> <p>② 清算型における確実な債権保全 破産事案等弁済が配当等によるものについては、裁判手続への迅速かつ確実な参加及びインターネットによる清算・配当情報を収集する。</p> <p>③ 再建型における弁済の履行督促 再建型である民事再生事案等については、再生債務者等に対して債務承認書又は弁済計画書の提出督促及び弁済督促を行う。</p>	<p>(2) 立替払金の求償 賃金債権の回収を図るため、立替払の求償について次のような取組を行った。</p> <p>① 事業主等への求償等周知 事業主等に対し立替払制度の趣旨や当機構の求償権行使に関し、ホームページの新設、パンフレットの見直し等により周知徹底を図った。</p> <table border="1" data-bbox="2101 590 2792 751"> <tr> <td colspan="2">パンフレット配布先</td> </tr> <tr> <td>労働基準監督署（343か所）</td> <td>28,600部</td> </tr> <tr> <td>地方裁判所（50か所）</td> <td>686部</td> </tr> <tr> <td>ホームページのアクセス件数</td> <td>12,604件</td> </tr> </table> <p>② 清算型における確実な債権保全 平成16年度の破産事案立替払事業所件数3,196件のうち、求償可能な2,217件の全件について債権届を提出し、裁判手続きに迅速に参加した。 また、インターネットの官報自動検索システムにより、支払日ごとに清算・配当情報を収集した。</p> <p>③ 再建型における弁済の履行督促 再建型である民事再生事案について、債務承認書又は弁済計画書が提出されていない再生債務者等に対し、当該事案の106事業所全件について計360回の提出督促を実施した。 また、指定の期日に弁済が行われていない事案については、66事業所全件について計198回の弁済督促を実施した。</p>	パンフレット配布先		労働基準監督署（343か所）	28,600部	地方裁判所（50か所）	686部	ホームページのアクセス件数	12,604件
パンフレット配布先											
労働基準監督署（343か所）	28,600部										
地方裁判所（50か所）	686部										
ホームページのアクセス件数	12,604件										

評価の視点	自己評定	A	評 定	A								
<p>○未払賃金の立替払業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期目標期間中に平均30日以内とする目標が達成可能な程度に推移しているか。</li> <li>・ 審査業務マニュアル化の徹底等事務処理方法の改善が行われたか。</li> <li>・ 原則週1回の支払いは実施されているか。</li> <li>・ 破産管財人等向けの分かりやすいパンフレット及び制度や手続きを紹介するホームページが作成されたか。</li> <li>・ 事業主に対する求償等について、ホームページ、パンフレット等により周知が図られたか。</li> <li>・ 裁判手続への参加は適宜適切に行われているか。</li> <li>・ 再生債務者等に対し、債務承認書又は弁済計画書の提出督促は実施されているか。</li> <li>・ 弁済計画による弁済が不履行の場合、履行督促はされているか。</li> </ul>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>○ 相談室の設置による業務の効率化(職員の審査業務・支払業務への専任化)、原則週1回の支払いの実施により、請求書の受付日から支払い日までの期間について、中期目標で示された30日以内を概ね達成する30.1日まで短縮した。併せて、請求者用・破産管財人用に分けたパンフレットの作成及び配布先の拡大、ホームページの新設などの広報・周知活動に取り組むとともに、立替払金の適切な求償を実施した。これらのことから、自己評定を「A」とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の効率化と原則週1回の支払の実施により、請求書の受付日から支払日までの期間を、不備事案を除き30.1日に短縮した。</li> <li>・ 相談室の設置による業務の効率化、新任職員に対する審査業務マニュアル化の徹底等の事務処理方法の改善を行った。</li> <li>・ 事務処理方法の改善により原則週1回の支払いを行った。(平成16年度 支払回数48回)</li> <li>・ パンフレットを請求者用・破産管財人用等対象者を分けて作成し、申請書の記載方法をより具体的に解説するとともに、制度の紹介、請求手続の解説及び頻出の問に対するQ&amp;Aを掲載したホームページを新たに作成し、情報提供の充実を図った。</li> <li>・ 事業主等に対し立替払制度の趣旨や当機構の求償権行使に関し、ホームページの新設、パンフレットの見直し等により周知徹底を図った。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1157 1050 1929 1218"> <tr> <td>パンフレット配布先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>労働基準監督署(343か所)</td> <td>28,600部</td> </tr> <tr> <td>地方裁判所(50か所)</td> <td>686部</td> </tr> <tr> <td>ホームページのアクセス件数</td> <td>12,604件</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成16年度の破産事案立替払事業所件数3,196件のうち、求償可能な2,217件の全件について債権届を提出し、裁判手続に迅速に参加した。また、インターネットの官報自動検索システムにより、支払日ごとに清算・配当情報を収集した。</li> <li>・ 再建型である民事再生事案について、債務承認書又は弁済計画書が提出されていない再生債務者等に対し、当該事案の106事業所全件について計360回の提出督促を実施した。</li> <li>・ 指定の期日に弁済が行われていない事案については、66事業所全件について計198回の弁済督促を実施した。</li> </ul>	パンフレット配布先		労働基準監督署(343か所)	28,600部	地方裁判所(50か所)	686部	ホームページのアクセス件数	12,604件		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほぼ計画通りである。</li> <li>・ 求償のために迅速な対応をした。立替払相談室を設置した。</li> <li>・ 中期計画そのものの設定が具体性を欠いているため、客観的な評価をすることは難しい。「積極的」「可能な限り」を達成したかどうかの評価は主観的になってしまう。ただし、努力の内容については評価する。</li> <li>・ 未払賃金の立替払業務は、効率化したことが認められる。短縮が急ピッチで進んだということは、特殊法人時代の業務遂行に問題があったと思われる。</li> <li>・ 国全体として必要な仕事であるが、なぜ本機構が対応するのか理解できない面もある。目標は大幅に上回った。</li> <li>・ 裁判手続をかなり行っているが、裁判費用はどうなっているかが懸念される。</li> </ul>	
パンフレット配布先												
労働基準監督署(343か所)	28,600部											
地方裁判所(50か所)	686部											
ホームページのアクセス件数	12,604件											

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>7 リハビリテーション施設の運営業務                      リハビリテーション施設については、入所者の自立更生の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより自立能力の確立を図りつつ、カウンセリング、就職指導等を行うことにより、中期目標期間中に、社会復帰率を25%以上（※）とすること。</p> <p>（※参考：平成10～14年度実績 21.0%）</p>	<p>7 リハビリテーション施設の運営業務</p> <p>（1）各人の適性に応じた社会復帰プログラムの作成や就職指導等により自立能力を早期に確立する。</p> <p>（2）国の都道府県労働局等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。</p>	<p>7 リハビリテーション施設の運営業務</p> <p>（1）入所者の自立能力の早期確立を図るため、入所者毎の社会復帰プログラムを作成するとともに、定期的（3ヶ月に1回程度）にカウンセリングを実施し、社会復帰意欲を喚起することにより、社会復帰率を平成14年度実績に比し1ポイント以上高める。</p> <p>（2）都道府県労働局等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。</p>	<p>7 リハビリテーション施設の運営業務 <span style="float: right;">資料15-01</span></p> <p>（1）自立能力の早期確立のための取組み <span style="float: right;">資料15-02</span></p> <p>作業所の現状は、新規入所者の減少（4人）や入所者の長期滞留（平均在所年数17年）により高齢化（平均年齢58.6歳）を生み、その結果として、作業所設置の本来目的である社会復帰を果たす者が極めて少ないまま推移している。</p> <p>このような状況から、入所者の自立能力の早期確立のため、入所者毎の社会復帰プログラムの作成と定期的（3ヶ月1回）なカウンセリングの実施、社会復帰に繋がる新たな作業種目の開拓により社会復帰意欲を喚起した。</p> <p>その結果、社会復帰率は平成14年度実績に比し1.1ポイント高まり、22.1%となった。</p> <p>（2）都道府県労働局等との連携による早期就職支援                      都道府県労働局（ハローワーク）と連携し、入所者に対する就職情報の提供（123件）、障害者合同就職面接会への参加（12人）を実施したほか、（独）高齢・障害者雇用支援機構地域障害者職業センターの専門カウンセラーから作業指導・助言を受ける（6人）など、早期の就職を支援した。</p>
<p>評価の視点</p>	<p>自己評定</p>	<p>B</p>	<p>評 定</p> <p>B</p>
<p>○リハビリテーション施設の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会復帰プログラムを作成し、定期的（3ヶ月に1回程度）にカウンセリングを実施しているか。</li> <li>・社会復帰率は、平成14年度に比し1ポイント高まったか。</li> <li>・就職情報の提供など入所者の就職に対する支援は適切に行われているか。</li> </ul>	<p>（理由及び特記事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入所者毎の社会復帰プログラム作成、定期的なカウンセリングの実施、入所者に対する就職情報の提供等により、社会復帰率の向上について中期計画どおり進捗しており、自己評定を「B」とした。</li> <li>・障害特性や希望に応じて入所者毎の社会復帰プログラムを作成するとともに、定期的（3ヶ月1回）にカウンセリングを実施した。</li> <li>・入所者毎の社会復帰プログラムの作成と定期的（3ヶ月1回）なカウンセリングの実施、社会復帰に繋がる新たな作業種目の開拓により社会復帰意欲を喚起し、社会復帰率は平成14年度実績に比し1.1ポイント高まり、22.1%となった。</li> <li>・ハローワーク、地域障害者職業センター等関係機関と積極的に連携を行い、求人情報の提供（123件）、障害者合同就職面接会への参加（12人）、地域障害者職業センターの専門カウンセラーによる作業指導・職業指導（6人）などの支援を行った。</li> </ul>		<p>（理由及び特記事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほぼ計画通りである。</li> <li>・ 社会復帰プログラムを作成し、定期的なカウンセリングを実施した。</li> <li>・ 具体的な数値目標である社会復帰率等、設定された目標の範囲ではその達成に向けて推移していると評価できるが、作業種目の内容や入所者の質的評価については検討する余地がある。</li> <li>・ 施設に安住するのではなくノーマライゼーションの思想のもとに、地域に暮らす障害者としての方策を具体的に考えて対策していただきたい。</li> <li>・ 入所率50%はいかがなものか。</li> <li>・ 場合によっては在宅によるリハビリを強化すべきである。</li> <li>・ 抜本的見直しが必要である。</li> <li>・ 平成14年度実績に比して1.1ポイントの高まり（実施は成果なし）ということは、社会復帰という目標自体に問題があるとはいえないか。調査委員会で検討中とのことであるが、十分な議論を要する。</li> </ul>

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績	
<p>8 納骨堂の運営業務 産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を80%以上得ること。</p>	<p>8 納骨堂の運営業務 毎年、産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談窓口の設置及び植栽による環境美化を行う。 また、産業殉職者合祀慰霊式の開催時に満足度調査を実施し、その結果を業務内容の改善に反映する。</p>	<p>8 納骨堂の運営業務 産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談窓口の設置及び植栽による環境美化を行う。 また、産業殉職者合祀慰霊式の開催時に満足度調査を実施し、遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を80%以上得るとともに、調査の結果を検討し、業務の改善に反映する。</p>	<p>8 納骨堂の運営業務 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料16-01</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料16-01-01</span> 平成16年9月28日に産業殉職者合祀慰霊式を開催した。また、納骨堂に遺族への納骨等に関する相談窓口を設置し相談に応じるとともに、植栽等を行い環境美化に努めた。 産業殉職者合祀慰霊式において、参列遺族等783人に対して満足度調査を実施し、87.9%の遺族等からの慰霊の場に相応しいとの評価を得た。（有効回答199人、回答率25.4%） なお、本調査において寄せられた式典の開催時期や開催時間に関する意見を踏まえ、平成17年度の産業殉職者合祀慰霊式について、開催時期等を見直すこととした。</p>	
評価の視点	自己評定	A	評 定	B
<p>○納骨堂の運営業務について、適正かつ効率的な運営が図られているか。</p> <p>・相談窓口の対応及び植栽による環境美化を含む「満足度調査」の結果、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価が80%以上得られたか。</p> <p>・満足度調査において提出された意見を検討し、業務の改善に反映されたか。</p>	<p>（理由及び特記事項）</p> <p>○ 産業殉職者合祀慰霊式の開催、窓口を設置し納骨等に関する相談の受付、植栽等による環境美化により、遺族等から、中期目標で示された80.0%を大きく上回る87.9%の満足度を得た。このことから、自己評定を「A」とした。</p> <p>・産業殉職者合祀慰霊式の開催、遺族への納骨等に関する相談窓口の設置、植栽等による環境美化に努め、87.9%の遺族等からの慰霊の場に相応しいとの評価を得た。</p> <p>・満足度調査において寄せられた式典の開催時期や開催時間に関する意見を踏まえ、平成17年度の産業殉職者合祀慰霊式について、開催時期等を見直すこととした。</p>		<p>（理由及び特記事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標を大幅に上回って達成している。</li> <li>・ ほぼ計画通りである。</li> <li>・ 慰霊の場にふさわしい、とのアンケート結果が出ている。</li> <li>・ 慰霊の場として、5人のうち1人が満足しないという目標設定はいかがなものか。また、調査対象が参列者のみであれば、これだけ高い数値が出るのかもしれない、全対象者という母集団を正確に反映する必要がある。</li> </ul>	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項及び次の事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該計画に基づいた運営を行うこと。</p> <p>(1) 独立行政法人移行後の労災病院においては、勤労者医療の中核的役割を的確に果たしていくため、中期目標期間中において、計画的に経営改善を図り、経営基盤を確立し、収支相償（損益均衡）を目指すこと。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標中「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>(1) 労災病院については、中期目標期間中において、新入院患者の増を図ること等により診療収入を確保しつつ、人件費の適正化、物品調達コストの縮減、効率的な設備投資等による経費の縮減を図ることにより、計画的に経営を改善し、収支相償（損益均衡）を目指す。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標中「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>(1) 労災病院については、新入院患者を確保することにより診療収入を確保するとともに、業務委託化の推進による人件費の抑制、近隣の労災病院が共同して物品の契約交渉を行うことによる物品調達コストの縮減、稼働率の高い機器の優先整備等を行う。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標で定めた一般管理費、事業費等の効率化目標及び労災病院においては中期目標期間の最終年度において収支相償を達成するという目標を踏まえた年度計画を作成した。年度計画に基づく業務運営の結果は、16事業年度財務諸表及び決算報告書のとおりである。</p> <p>(1) 労災病院における収支相償（損益均衡）達成のための取組 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料17-01</span></p> <p>平成20年度までに収支相償を目指すという中期目標・中期計画・年度計画を確実に達成するため、病院が取り組むべき事項、方向性を示した「平成16年度機構運営方針（労災病院編）」を策定・指示するとともに、以下のような取組を行った。</p> <p>① 本部に「経営改善推進会議」を設置し、労災病院に対する病院運営支援・経営指導の強化を図るため、経営改善に向けた新たな制度や新たな経費縮減方策等を導入・決定し、各労災病院に対して取組を指示するとともに、月次及び随時、経営状況をフォローし強力に経営指導を行った。</p> <p>② 「本部・病院間協議（病院協議）」を実施し、個々の病院毎の経営分析や財務分析に基づき、平成20年度までの経営目標及び当該目標達成のための具体的取組等について病院毎に協議を行い、経営目標を確定するとともに、その実現に向けた取組について病院に対し指示を行った。</p> <p>③ 特に収支の悪い病院については、「経営改善病院」に指定し、本部主導で経営改善計画を策定し、継続的なフォローアップと実地指導を実施した。</p> <p>これらの結果、医療費のマイナス改定の影響はあったものの、当期損益は15年度と比べて63億円、年度計画と比べて26億円改善した。 具体的な取組事項は次のとおり。</p> <p>（具体的な取組事項） ア 診療収入の確保 クリニカルパスの拡充・急性期医療の取組により、平均在院日数が短縮し在院患者数が減少したが、病診連携を強化して新入院患者数の確保を図るとともに、新たな施設基準を取得することにより診療単価をアップさせ、診療収入の確保に努めた。 また、効率的な医療提供体制を構築するため、病床削減や亜急性期病床・障害者病棟の導入等を推進した。</p>

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>(2) 労働安全衛生融資については、債権管理を適切に行い、財政投融資への確実な償還に努めること。</p>	<p>(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、財政投融資への償還を確実に実行する。</p> <p>2 予算（人件費の見積りを含む。） 別紙1のとおり。</p> <p>3 収支計画 別紙2のとおり。</p> <p>4 資金計画 別紙3のとおり。</p>	<p>(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、財政投融資への年度別償還計画を確実に実行する。</p> <p>2 予算 別紙1のとおり</p> <p>3 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>4 資金計画 別紙3のとおり</p>	<p>イ 人件費の抑制 業務委託化（医療事務、検体検査業務等の委託）の推進により人件費を抑制するとともに、以下のように給与カットを実施することにより、△20億円の人件費を縮減した。</p> <p>職員：俸給1.087%カット 賞与0.16月分カット、管理職加算半減</p> <p>また、平成17年4月から職員俸給2.5%カット及び賞与0.3月分カット（合計約△30億円・対15年度比）を実施した。</p> <p>ウ 医療諸費の縮減 「経営改善推進会議」で決定した薬品の共同購入、医療材料のSPD一括供給方式の導入を順次実施するとともに、本部からの薬品、医療材料の価格情報等を予定価格の参考にすること等により、購入単価の引き下げに努め、15年度と比べ、△20億円縮減した。</p> <p>エ 効率的な機器整備 1千万円以上の機器については、各病院が機器等整備計画書を本部に提出し、本部と病院とで必要性及び費用対効果を十分検討した上で、高度・専門的医療水準を維持しつつ稼働率の高い機器を優先整備している。</p> <p>オ その他の取組 以上の取組に加え、全般的に経費を見直し、下記の取組により経費縮減を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・井戸水浄化システム、節水バルブの設置等による光熱水費の縮減（△121百万円）</li> <li>・医療機器等の保守回数、項目等の見直し、スポット契約への切替等による保守料金の縮減（△159百万円）</li> <li>・清掃業務等の業務委託契約の清掃面積等の委託内容の見直し等による縮減（△107百万円）</li> </ul> <p>(2) 労働安全衛生融資に係る借入金の財政投融資への確実な償還 資料17-02 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行い、年度計画に基づき財政投融資への償還を実施した。</p>

評価の視点	自己評定	A	評 定	A
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営費交付金を充当して行う事業（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務を除く）については、中期計画に基づく予算が作成され、当該予算の範囲内で予算が執行されているか。</li> <li>・ 労災病院については、中期目標期間中に計画的に経営改善を図り収支相償（損益均衡）を目指すため、損益改善目標を策定し、その目標を実現するために適切な措置を講じたか。また、その結果、損益が改善したか。</li> <li>・ 労働安全衛生融資については、計画どおりに財政投融資への償還が行われているか。</li> <li>・ 運営費交付金を充当して行う事業（医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務を除く）に係る予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。</li> <li>・ 運営費交付金については収益化基準にしたがって適正に執行されているか。</li> <li>・ 運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、その理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。</li> </ul>	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労災病院について、診療収入の確保、人件費の抑制、医療諸費の縮減、効率的な機器整備等の措置を講じることにより、前年度比63億円の損益改善を達成した。この額は、中期目標期間の損益改善目標額191億円（平成15年度の損益△191億円を平成20年度までにプラスとする）のうち33.0%に該当する大幅な改善額であり、このことから、自己評定を「A」とした。</li> <li>・ 年度計画に基づき、予算の範囲内で業務運営を実施した。</li> <li>・ 労災病院について、特殊法人時の最終年度（平成15年度）に△191億円であった損益を、平成20年度までに当期損益プラスとすることを経営改善目標として、診療収入の確保、人件費の抑制、医療諸費の縮減、効率的な機器整備等の措置を講じ、当期損益は平成15年度と比べて63億円、年度計画と比べて26億円改善した。</li> <li>・ 労働安全衛生融資については、年度計画に基づき、財政投融資への償還を実施した。</li> <li>・ 予算と実績の差異については、一般管理費及び事業費において効率化を図り経費縮減に努めたこと等により生じたものである。</li> <li>・ 費用進捗化基準にしたがって適正に執行している。</li> <li>・ 研究開発普及事業において、16年度で計画していた研究開発機器経費が、年度内に調達ができなかったため執行できなかった99百万円が収益化されず残った。</li> </ul>		<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画以上だと評価できる。</li> <li>・ おおむね中期計画の達成に向けて推移していると評価される。</li> <li>・ 費用削減が大幅に得られている。</li> <li>・ 目的積立金が計上できる体制の確立が望まれる。</li> <li>・ 厳しい環境の中で63億円の改善額を出した。</li> <li>・ 大幅に改善されており、優れた経営努力である。</li> <li>・ 大幅な改善は評価できるが、一日も早く収支ゼロとなるように努力願いたい。</li> </ul>	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績	
	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 4,184百万円（運営費交付金年間支出の3/12月を計上）</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延による資金不足等</p> <hr/> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <hr/> <p>第6 剰余金の使途 本中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 4,184百万円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延による資金不足等</p> <hr/> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <hr/> <p>第6 剰余金の使途 労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 短期借入金の実績なし。</p> <hr/> <p>第5 平成17年3月31日に、休養所「大沢野パレス」の売買契約を締結した。</p> <hr/> <p>第6 剰余金の使途 剰余金はなし。</p>	
評価の視点	自己評価	B	評 定	B
	<p>（理由及び特記事項）</p> <p>○ 休養施設「大沢野パレス」について、適正に建物資産の譲渡手続を実施したことから、自己評価を「B」とした。</p>		<p>（理由及び特記事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画通りである。</li> <li>・ 施設の譲渡手続きについての計画遂行は評価される。</li> </ul>	

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度の業務の実績
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項なし</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画                      (1) 中期計画開始時の役職員の構成及び員数                      ① 役員：理事長1人、理事4人、監事2人（うち1人は非常勤）                      ② 職員：運営費交付金職員800人、労災病院職員12,922人</p> <p>(2) 人員に係る計画                      運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、その職員数の抑制を図る。                      (期首：800人 期末：720人)</p> <p>2 施設・設備に関する計画                      (1) 労災病院に係る計画                      勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金（注1）により次の病院の施設整備を行う。                      ① 病院名                      関東労災病院、東京労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院                      ② 予定額（注2）                      総額 56,098百万円                      (注1) 当該施設整備費補助金は、本中期目標期間中に限る措置として講じられたものである。                      (注2) 「予定額」は、中期目標期間の施設建設費計画額である。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画                      労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を行う。                      ① 予定額（注3）                      総額 2,467百万円                      (注3) 「予定額」は、中期目標期間の施設整備の計画額である。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画                      運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、期首の職員数（800人）以内とする。</p> <p>また、運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数の「年度別削減計画」を策定する。</p> <p>2 施設・設備に関する計画                      (1) 労災病院に係る計画                      勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金により次の病院の施設整備を行う。                      ① 病院名                      関東労災病院、東京労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院                      ② 予定額                      総額 14,381百万円</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画                      労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を行う。                      予定額 493百万円</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料19-01</span>                      運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、期首職員数（800人）の範囲内で配置した。</p> <p>(参考)                      平成15年度末 817人                      平成16年度期首 800人                      平成17年度期首 786人</p> <p>また、運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数について、中期目標期間中の80人削減の確実な達成に向けて、現状下における実現可能性を考慮した「年度別削減計画」を策定した。</p> <p>2 施設・設備に関する計画 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料19-02</span>                      (1) 労災病院に係る計画                      勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金により次の病院の施設整備を行った。                      ① 病院名                      関東労災病院、東京労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院                      ② 施設整備費                      総額 14,376百万円</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画                      労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により、労災看護専門学校の校舎補修工事、リハビリテーション施設の外壁塗装工事等の施設整備を行った。                      施設整備費 493百万円</p>

評価の視点	自己評定	B	評 定	B
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、期首の職員数以内であったか。</li> <li>・ 「年度別削減計画」は策定されたか。</li> <li>・ 施設整備に関する計画が順調に推移しているか。</li> </ul>	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数の配置、労災病院等の施設整備について、中期計画どおり進捗しており、自己評定を「B」とした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、期首職員数800人以内で配置した。</li> <li>・ 「年度別削減計画」を策定し、平成20年度の720名体制に向けて着実に定員削減を実施した。(平成17年度削減数14名)</li> <li>・ 年度計画に沿った業務実績である。</li> </ul>	<p>(理由及び特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画通りである。</li> <li>・ 数値上の目標設定については、予算額の達成という以上の評価は与えられないので、人員の削減だけでなく、もう少し全般的な人員・設備体制に関して具体的に目標設定することで、組織改善に向かうと期待する。</li> </ul>	